

品川区立上大崎特別養護老人ホームおよび品川区立東五反田地域密着型 多機能ホーム指定管理者候補者の選定について

1. 趣旨

品川区福祉部が所管する公の施設について、令和9年4月または令和9年5月をもって指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行う。

2. 指定期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等

- (1) 名称
 - ①品川区立上大崎特別養護老人ホーム
 - ②品川区立東五反田地域密着型多機能ホーム
- (2) 所在地
 - ①上大崎三丁目10番7号
 - ②東五反田四丁目11番16号
- (3) 現指定管理者
 - ①社会福祉法人愛生福祉会
 - ②社会福祉法人新生寿会
- (4) 現指定管理期間
 - ①令和4年6月1日～令和9年5月31日（5年間）
 - ②令和4年5月1日～令和9年4月30日（5年間）
- (5) 新指定管理期間
 - ①令和9年6月1日～令和14年5月31日（5年間）
 - ②令和9年5月1日～令和14年4月30日（5年間）

3. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

公募によらず特定の事業者を選定する。

※施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」の規定に基づき、現行の指定管理者を福祉部公の施設の指定管理者候補者選定予備委員会（以下「予備委員会」という。）および指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における指定管理者候補者として特定して選定する。

(2) 選定委員会および予備委員会の設置

候補者の選定にあたっては、選定委員会を設置する。

なお、選定にかかる審議事項等を第一次に審議する機関として、予備委員会を設置し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告する。

選定委員会は、有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・評価し、指定管理者候補者を選定する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ・利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ・公の施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ・公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ・公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

4. 指定管理者が行う業務

【上大崎特別養護老人ホーム】

品川区立特別養護老人ホーム条例第8条に規定する次の業務。

- (1) 同条例第3条に規定する介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護の提供に関すること。
- (2) 施設および設備の維持および修繕に関すること。
- (3) 施設および設備の使用に関すること。
- (4) 利用料金の徴収に関すること。

【東五反田地域密着型多機能ホーム】

「品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例」第9条に規定する次の業務。

- (1) 同条例第3条に規定する以下のサービスの提供に関すること。
 - ①小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ②認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護
- (2) 施設および設備の維持および修繕に関すること。
- (3) 施設および設備の使用に関すること。
- (4) 利用料金の徴収に関すること。

5. 今後の予定

- | | | |
|------|------|---------------------------|
| 令和8年 | 6・7月 | 指定管理者候補者選定予備委員会および選定委員会開催 |
| | 9月 | 区議会定例会にて指定管理者の指定議案提出、議決 |
| 令和9年 | 4月 | 指定管理業務の協定締結（東五反田） |
| | 5月 | 指定管理業務開始（東五反田） |
| | 5月 | 指定管理業務の協定締結（上大崎） |
| | 6月 | 指定管理業務開始（上大崎） |